6 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの支援や介護が必要か、要 支援1・2または要介護1~5の認定を受ける必要がある。

(1)要支援・要介護認定申請

要支援・要介護認定の申請は、本人または家族等が、直接高齢者相談センター(地域包括支援センター)・同支所あるいは介護保険課に行うか、居宅介護支援事業者等を通して行う。申請を受けると、区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、被保険者を訪問して心身の状況などの調査をする。申請のうち、新規申請および区分変更申請については、原則として区が直接調査している。同時に区は、被保険者の主治医に心身の状態について意見書の作成を依頼する。

要支援・要介護認定申請の受理件数

(単位:件)

年度 区分	18	19	20	21	22
新規	5,037	5,285	5,525	5,783	6,375
更新	18,417	11,789	17,190	14,188	18,624
区分変更	2,349	2,204	2,167	2,089	2,632
受給証明付	355	287	295	300	297
合 計	26,158	19,565	25,177	22,360	27,928

注1:区分変更 ... 認定有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、現在の要

支援・要介護度区分に該当しなくなった場合にする変更申請

注2: 受給証明付…前住所地で要支援・要介護認定を受けている被保険者が、転入時に受 給資格証明書を添えてする申請

認定調査機関別件数

(単位:件)

年度 区分	19	20	21	22
☒	7,700	7,488	7,137	8,245
他市区町村(嘱託)	8	62	53	64
居宅介護支援事業者等(委託)	10,327	15,806	14,357	18,719
施設(委託)	994	935	6	2
合 計	19,029	24,291	21,553	27,030

注:「区」には、介護保険課のほか、高齢者相談センター(地域包括支援センター)の実施分を含む。

(2)要介護認定審査

要支援・要介護度は訪問調査の結果による一次判定と、訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた上で、介護認定審査会で審査・判定をし、区が認定する。

平成 18 年 4 月に、自立支援をより徹底する観点から見直しが行われ、従来の要支援が要支援 1 となり、要介護 1 相当のうち、状態の維持・改善の見込みがある人を対象とした要支援 2 という新たな認定区分が設けられた。

介護認定審査会開催数・審査判定数

TREE ELECTION							
年 度	18	19	20	21	22		
審査会開催数(回)	709	663	730	673	736		
審査判定数(件)	25,136	19,140	23,426	21,407	25,874		

要支援・要介護認定者数 各年3月31日現在(単位:人)

要支援・要介護認定者数			<u> 各年3月</u>	31 日現在 (単位:人)	
年		19	20	21	22	23
要支援1	第1号被保険者	1,087	957	1,100	1,366	1,624
	第2号被保険者	12	4	8	9	23
	合 計	1,099	961	1,108	1,375	1,647
	構成比	5.5%	4.6%	5.1%	6.0%	6.8%
	第1号被保険者	2,320	2,430	2,500	2,415	2,523
要支援2	第2号被保険者	58	54	44	39	38
メ×1⁄2 4	合 計	2,378	2,484	2,544	2,454	2,561
	構成比	11.9%	11.9%	11.7%	10.8%	10.6%
	第1号被保険者	3,722	3,324	3,505	3,685	4,004
要介護1	第 2 号被保険者	74	67	77	85	70
メハ啶「	合 計	3,796	3,391	3,582	3,770	4,074
	構成比	19.0%	16.3%	16.5%	16.6%	16.9%
要介護 2	第1号被保険者	4,010	4,838	4,809	5,215	5,569
	第2号被保険者	163	178	161	177	182
	合 計	4,173	5,016	4,970	5,392	5,751
	構成比	20.9%	24.1%	22.9%	23.7%	23.9%
要介護3	第1号被保険者	3,017	3,364	3,564	3,593	3,548
	第2号被保険者	111	139	134	130	127
	合 計	3,128	3,503	3,698	3,723	3,675
	構成比	15.6%	16.8%	17.1%	16.4%	15.3%
要介護4	第1号被保険者	2,976	2,882	3,096	3,169	3,197
	第2号被保険者	104	115	105	103	96
	合 計	3,080	2,997	3,201	3,272	3,293
	構成比	15.4%	14.4%	14.8%	14.4%	13.7%
要介護5	第1号被保険者	2,244	2,357	2,487	2,647	2,931
	第2号被保険者	96	87	91	108	119
	合 計	2,340	2,444	2,578	2,755	3,050
	構成比	11.7%	11.8%	11.9%	12.1%	12.7%
合 計	第 1 号被保険者	19,376	20,152	21,061	22,090	23,396
	第2号被保険者	618	644	620	651	655
	合 計	19,994	20,796	21,681	22,741	24,051
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

(3)調査員研修

調査員研修は、認定調査員の知識の習得と調査能力の向上を図るために実施している。 新任研修

新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。

フォローアップ研修

新任研修受講者を対象に、調査能力の向上を目的として実施している。

現任研修

区内の居宅介護支援事業者等の調査員を対象に、制度改正の説明等、認定調査に係る重要な変更点の周知や平準化のために実施している。

年 度	18	19	20	21	22
回数(回)	12	11	10	10	8
延べ参加者数(人)	309	334	584	761	212

7 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービス・介護予防サービス、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスおよび住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスがある。

平成 18 年 4 月の制度改正により、予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントの見直しが行われ、心身の状態が維持・改善される可能性が高い要支援 1・2 の人を対象に、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とする内容が組み込まれた介護予防サービスが創設された。

(1)保険給付の状況

ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。介護予防サービスのケアプラン(介護予防サービス計画)は、高齢者相談センター(地域包括支援センター)・同支所の保健師等や高齢者相談センター(地域包括支援センター)から委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーに作成を依頼する。

居宅サービスのケアプラン(居宅サービス計画)は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接事業者と契約してケアプラン作成を依頼する。

また、ケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ高齢者相談センター(地域包括支援センター)にケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。

ケアプラン自己作成状況

(単位:延べ件数)

年 度	18	19	20	21	22
自己作成計画給付管理件数	35	37	52	/14	98